子ども・子育て会議には幅広い分野から

**新制度実施に向けて、市では今年10月に「藤枝子ども子育て会議」を設置して議論していきます。**

**新制度は保育園だけでなく幼稚園や学童保育などあらゆる分野が対象になります。会議のメンバーに各界からの代表者と保護者を加えるべきだと言う提起には、そのメンバーを加えるとの答弁でした。**

保育の必要性の認定については明言なし

**現在の保育園は4時間以上就労していれば、どの子も朝から晩まで同じ保育を受けられます。**

**しかし新制度の認定こども園は、保育の必要性は時間で認定されます。例えば母親の就労時間が8時から1時までといった場合、その時間でしか預かってもらえないのです。そんな時間は小さな子は昼寝をしています。**

**この時間認定は市が行います。子供の集団生活の観点から最低でも8時間保育を基本とした認定をすべきだとの提起には「国の基準が出ていないから…」と答えはありませんでした。**

**また保育料も保育園と同じ応能負担原則にすべきだと質しましたが明言はありませんでした。**

認可保育園増設の数値目標を持つと明言

**新制度では27年度から新たに5カ年計画を定めます。この中で、私は現在でも足りていない認可保育園を何年度までに何園増やすかという具体的な数値目標を定めるべきだと提起、市は新たに数値目標を定めると答弁しました。※現在の計画には認可保育園の増設数値目標はありません。**

新制度の柱　認定こども園

「保育の質が落ちる事のないようにしていく」（健康福祉部長答弁）

**新制度の中心は認定こども園です。これは3歳未満の保育園部と3歳以上の幼稚園部が一緒になったものですが、親と園との直接契約（保育園は市と親の契約）とか保育料は施設毎に異なるなど、大きな問題があります。**

**今はまだ新制度の細部が決まっていませんが、例えば認可保育園には定められている最低床面積基準などを参考にした定員制度を設けるべきだという提起には「保育の質が落ちないようにして行く」との答弁。定員だけでなく、保育士の数や賃金、給食設備の有無など藤枝市がどのような認定こども園を作っていくのか、今度もこの課題は取り上げ続けていきたいと思っています。**

**子ども子育て支援法の仕組みと事業内容**

子ども子育て新支援制度

藤枝市はどう向き合う？

image_name4.tif

**安心して**

**預けられる施設で**

市が事業計画を定めます（役割は重要）

**27年度から実施される新しい子ども子育て制度。概要は右図の通りですが、具体的な内容は市が事業計画を定めます。それにより保育の質も大きく変わります。**

**本来、公的な立場で保障すべき保育を産業の分野にする新制度自体私は反対ですが、今議会ではただ反対するのではなく新制度の中で守るべきものなどを具体的に提起、それに対する市の考えを質しました。**

待機児が集中する０～2歳児

**0～2歳児の待機児対策、新制度では新たにその為の認可保育所を作るのではなく、19人以下の小規模保育や保育ママなど（地域型給付と言います）を受け入れ施設としています。**

**これらは新制度で市の認可を受ける事になります。子供の安全を考えた認可保育園と同等の基準を設けるべきだと言う問いに対し、同等基準を設けるとの答弁がありました。**



一般質問で取り上げました

27年度から施行

image_name2.tif

2013年6月議会　ＮＯ13

日本共産党藤枝市議団発行

ＴＥＬ　054(643)6898

日本共産党藤枝市議

石井みちはる　市議会報告

**ホームページ開設中**

**石井みちはる　検索**

